

マイナンバーをお知らせする「通知カード」について

通知カードの発送については、発送元である地方公共団体情報システム機構から、11月17日～21日の間に尾張旭郵便局に向けて発送する予定との連絡がありました。

尾張旭郵便局には、あらかじめ正確かつ速やかな配達をお願いさせていただいておりますが、機構から郵便局に到達するまでの時間や仕分け等の時間を考慮すると、11月28日(土)及び29日(日)の臨時窓口へ通知カードの配達に間に合わない可能性があります。

臨時窓口は、予定どおり開設しますが、通知カードが不達の場合、通知カードに関する手続きについては、市役所の開庁日や休日・夜間窓口をご利用くださいますようお願いいたします。

平成27年11月17日現在

≪町名地番変更の手續に関する説明会での主な質疑応答について≫

| | 質疑 | 応答 |
|------------|---|--|
| 【町名地番変更証明】 | 世帯主名の入っていない証明書は、委任状は必要ですか？ | 世帯主名の入っていない証明書は、委任状無しで、どなたでも取得できます。 |
| | 世帯主以外（世帯員 配偶者・子どもなど）の氏名が記載された町名変更の証明書は市民課で取得できるとのことですが、同一世帯員や未成年者でも委任状が必要ですか？ | 市民課で発行する町名変更の証明書は、同一世帯であれば委任状無しで取得できます。また、世帯が違っても、法定代理人である保護者であれば取得できます。 ＜必要なもの＞ ・窓口に来る人の本人確認書類 1点で良いもの：運転免許証、パスポート等 2点必要なもの：保険証、年金手帳等 |
| 【法務局関係】 | 登記名義人の住所変更は、郵送でも可能ですか？ | 可能です。 申請書に必要事項を記入し、町名地番変更証明書を添付して、封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載の上、書留または簡易書留郵便により、その不動産を管轄する登記所に送付してください。 なお、登記が終わると登記完了証を送付することになるため、郵便切手を貼付した返信用の封筒を同封してください。詳しくは各管轄の法務局へお尋ねください。 |
| | 区画整理地内は登記事務の停止期間があるが、解除された時は個々に通知がありますか？ | 区画整理組合から地権者へ葉書で通知します。 |
| | 尾張旭市以外に土地・建物を所有しているのですが、手続きは必要ですか？ | 必要となります。所有者や抵当権者等の住所は、各自で変更手続きが必要となります。土地・建物を管轄している法務局で手続きをしてください。 |
| | 共有者で登記されている場合の住所変更は、一人が申請に行く場合、行かない人は申請人を代理人とし、委任状が必要になりますか？ | 共有者の住所変更の場合は、登記申請書に住所が変更になる共有者の住所、氏名を記入し、申請人を代理人として委任状が必要になります。詳しくは各管轄の法務局へお尋ねください。 |

| | | |
|-----------|---|--|
| 【運転免許証】 | 世帯主の名前が入った町名地番変更証明書でも、住民票が同一の家族なら運転免許証の住所変更手続きができますか？ | <p>手続きを行っていただけます。</p> <p>警察では町名地番変更証明書と免許証の住所の旧新の確認を行います。家族の名前が入ったものでなくても世帯主氏名入りの町名地番変更証明書で手続きを行っていただけます。</p> <p>また、本籍についても、併せて、本籍地変更のお知らせ等の新本籍地を確認できるもので、手続きを行ってください。本籍の旧新の確認でICチップの本籍変更をします。</p> <p>ただし、運転免許証がないことで、「免許不携帯」とならないようご注意ください。</p> |
| 【原動機付自転車】 | 市役所のデータ上は新しい住所に変わると思いますが、手持ちの書類は直さないといけませんか？ | <p>必要ありません。</p> <p>住所を修正した標識交付証明書・廃車証明書が必要となった場合は市役所税務課で再発行できます。</p> |
| 【車検証】 | お早めに手続きしてくださいとあるが、ほっておくと罰則はありますか？ | 罰則はありません。 |
| 【銀行】 | 金融機関の住所変更が大変であるので、市から金融機関に伝えて全部やってもらえますか？ | 尾張旭市内の金融機関には、町名地番変更があることをお伝えします。各金融機関、また取引内容によりお手続きが異なりますので、各自でお問い合わせくださいようお願いします。 |
| | 預金口座の住所変更のやり方を教えてほしい。(三菱東京UFJ銀行・瀬戸信用金庫で例示してほしい) | <p>三菱東京UFJ銀行</p> <ol style="list-style-type: none"> インターネットで手続（三菱東京UFJダイレクトのご契約がある方は、ご契約カードをお手元にご用意の上、以下リンク先ページ下部にある「ログイン」ボタンよりお手続きください。） 電話で手続（お手元に普通預金の通帳とキャッシュカードをご準備の上、口座名義人ご本人がコールセンターにお電話下さい。） ☎0120-860-777サービス番号1-1 郵送で手続（パソコンで住所変更届作成フォームに必要事項を入力してください。⇒印刷⇒印刷した変更届に氏名自署のうえ、お届印を押印してください。⇒定形封筒をご用意いただき2枚目の宛名をしっかりと貼付してください。郵便料金は当行が負担させていただきます。⇒ポストへ投函） ご来店 ご本人様にご来店ください。お近くの支店窓口でお手続きいただけます。 お持ちいただくもの（個人のお客様） ・通帳・お届印 （当座預金（無担保カードローンを除く）、事業性ご融資、住宅金融支援機構融資、保証取引、マル優・マル特、財形預金のご利用がある方は、お取引店へご来店ください。またお持ちいただくものについても、お取引店にご確認のうえ、ご来店ください。） |

| | | |
|------------------|--|--|
| | | <p>瀬戸信用金庫 お取引店窓口でお手続きをお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お手続きに必要なもの（町名地番変更証明書（住所の新旧が確認できればよい。）） ・お届け印 <p>※融資の住所変更はご本人の氏名入りの町名地番変更証明書、もしくは町名変更証明のための住民票が必要です。</p> |
| 【年金】 | 年金基金（業種別基金）・共済年金は自分で手続きするの か？ | 公的年金でない企業年金や共済年金であれば、それぞれの企業年金等を管轄している事務局に個別に問合せの上、住所変更手続きをする必要があります。 |
| | 住民票コード登録済とは？ | 年金業務は住民基本台帳を活用し被保険者・年金受給者の把握等を行っています。ほとんどの方が住民票コード登録済であり、住民基本台帳を活用して、被保険者・年金受給者の住所変更を本人が手続きしなくても自動的に変更します。ただし、住民票住所とは別の場所へ通知書等の送付を希望されている方、住民基本台帳による住所の更新停止の申し出をされているかた等、何か特別の手続きをされている場合は手続きが必要です。その場合、「年金受給権者住所変更届」で手続きしてください。市役所保険医療課にも様式がございます。 |
| 【各種保険証】 | 住所が書き換えられた保険証はいつごろ送られますか？ | 各種保険証の送付は12月2日予定です。古い保険証は所用で市役所にお越しの際に窓口にお返しください。詳しくは同封された通知文でご確認ください。 |
| 【任意保険・クレジットカード等】 | 任意の保険関係の手続きも必要ですか？ | 火災保険、生命保険、自動車任意保険、クレジットカードなど個人が所有・加入しているものについてはご自身で手続きをお願いします。 |
| 【マイナンバー】 | 通知カードの住所の変更やマイナンバーカードの申請書の受け取りは、同一世帯員や未成年であっても委任状が必要ですか？ | <p>年齢に関わらず、同一世帯員分の手続きについては、<u>委任状が不要です。</u>（説明会後に、手続き方法が変更となりました。）</p> <p>同一世帯員以外が手続きをする場合は、委任状が必要です。</p> <p><本人及び同一世帯員の手続きに必要なもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所を変更する人の通知カード ・窓口に来る人の本人確認書類 <p>1点で良いもの：運転免許証、パスポート等 2点必要なもの：保険証、年金手帳等</p> |
| | 個人番号カードの申請に必要な顔写真は、市役所で撮影してくれますか？ | 今のところ、市役所で撮影する予定はございません。パソコンやスマートフォンで申請すれば、顔写真をデータで添付して申請が可能ですのでご検討ください。 |
| | ※ 説明会の内容から変更されましたので、注意してください。 | |

| | | |
|--------------------|---|---|
| | 住所は変わってもマイナンバーは変わりませんか？ | 変わりません。 生涯使用する番号ですので、大切にお取り扱いください。 |
| | 委任状に決まった様式はありますか？ | 決まった様式はありませんが、委任する事項（例：（氏名）の通知カードの住所変更）を必ず明記してください。 市役所のホームページに様式例を掲載していますので、参考にしてください。 |
| | 個人番号カードを申請する場合は、どうすればいいですか？ | 通知カードに同封の申請書は、使えません。 11月24日以降に、市民課で新しい申請書をお渡しします。 |
| 【住基カード（住民基本台帳カード）】 | 住基カード及び電子証明書に関する手続きは必要か？ | 住基カードは、市役所で住所の変更手続きが必要です。電子証明書は町名地番変更に伴い失効となるため、市役所での再発行が必要です（無料）。 また、平成27年12月22日午後5時をもって、住基カードの電子証明書は新規発行/再発行/更新できなくなります。インターネットで確定申告を利用する方は、手続きをお早めをお願いします。 （平成28年1月以降に電子証明書を新規発行/再発行/更新する場合は、個人番号カードが必要になります。） |
| | 住基カードの有効期限がまだ先ですが、使用できなくなりますか？ | 住基カードは、町名地番変更に関わらず、有効期限内は使用可能です。 ただし、住所の変更が必要ですので、市役所で住所の変更をしてください。 |
| 【住民票】 | 町名地番変更証明書ではなく、住民票による証明書が必要な場合は有料になりますか？ | 「町名地番変更によるため」の用途を限定した住民票については、無料となります。 |
| 【戸籍】 | 戸籍が変更されるということだが、通知はだれに来ますか？ | 戸籍の筆頭者に通知いたします。免許証などの手続きをお願いします。 |
| | 市外に住民票のある人は、手続きがありますか？ | 住民票の戸籍の変更は、職権で変更します。市外の方でも、市から住民票のある市町村に通知をしますので、職権で変更されます。 免許証などの戸籍の記載があるもの又は届け出たところがあれば、変更をお願いします。 |